別記様式第８（第８条第４項関係）

変更届出
（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第１項関連）

年　　月　　日

内 閣 総 理 大 臣　　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けの国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前	
	変 更 後	
再就職先の業務内容	変 更 前	
	変 更 後	
再就職先における地位	変 更 前	
	変 更 後	